

【第5節】 安全で良質な医療サービスの提供

1. 医療安全対策

現状と課題

(1) 医療安全体制の整備

- 近年、全国的に医療事故や院内感染が相次いで発生する中、医療技術の高度化、医療提供の体制整備、医療従事者の接遇等「医療の質」に対する関心が高まってきており、一層の医療の安全性や信頼性の向上・確保が求められています。
- こうした中、平成19年4月から、病院、診療所及び助産所においては、安全管理体制の整備が管理者の義務として医療法に明確に位置づけられました。

医療機関の管理者に対する医療安全確保の義務付け

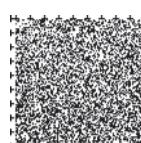
- ・安全管理体制の整備
- ・院内感染制御体制の整備
- ・医薬品・医療機器の安全使用、管理体制の整備

- 特定機能病院、独立行政法人国立病院機構の設立する病院等については、医療事故等の事案が発生した際には、医療機能評価機構への報告が義務づけられています。
- 県内の病院における医療安全体制について、安全管理のための委員会や医療事故等の院内報告制度は全病院が整備しています。
- 院内感染対策については、各施設において指針の整備（マニュアル作成）、委員会の設置（入院・入所施設を有する場合）、従事者に対する研修、院内感染発生状況の報告及び改善のための方策を実施するよう医療法に定められており、これらについては概ね体制が整っていますが、アウトブレイク時^{*1}など一施設では対応が困難な場合に備え、今後は地域の医療機関間の支援ネットワークを構築する必要があります。

〔 病院の安全管理体制整備状況 〕

	和歌山	那賀	橋本	有田	御坊	田辺	新宮	合計
安全管理のための委員会	48	8	6	6	4	9	8	89
指針（マニュアル等）の整備	48	8	6	6	4	9	8	89
安全管理の責任者	48	8	6	6	4	9	8	89
院内報告制度	48	8	6	6	4	9	8	89
職員研修	48	8	6	6	4	9	8	89

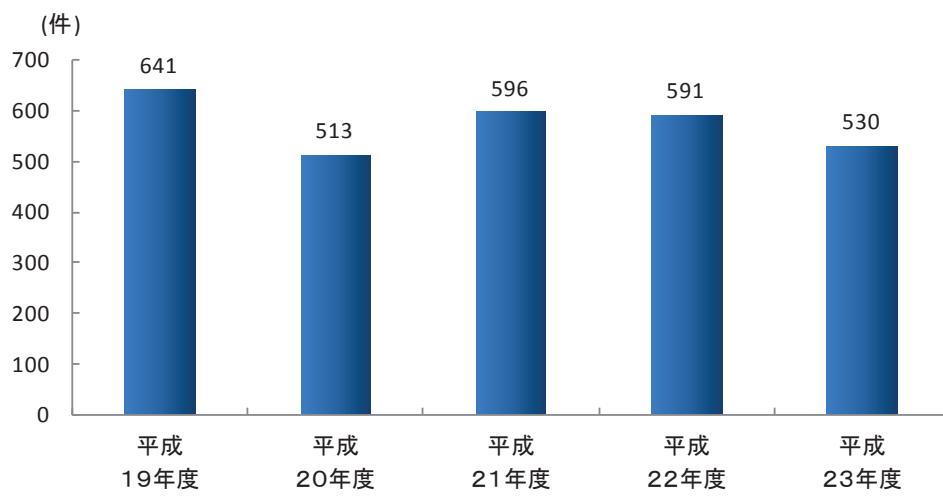
「平成24年度 和歌山県医療機能調査」



(2) 医療安全相談体制

- 本県では、平成15年度から「医療安全相談窓口」を設置し、患者・家族等への医療情報の提供や相談体制の強化を図っていますが、今後も多様化する医療相談等に対して中立的な立場から迅速に対応していく必要があります。

〔 医療安全相談件数 〕



- 県内の病院における医療安全相談窓口の設置は71病院となっており、全病院の80%となっています。

〔 病院の医療安全相談体制状況 〕

	和歌山	那賀	橋本	有田	御坊	田辺	新宮	合計
医療安全相談窓口の設置	36	7	4	6	4	7	7	71

「平成24年度 和歌山県医療機能調査」

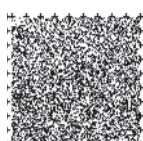
目標の設定

項目	現状	目標
医療安全相談窓口の設置	71か所 (平成24年4月)	全病院 (平成29年度)

施策の方向

(1) 医療安全体制の整備

- 医療機関に対して毎年実施する立入検査を通じ、安全管理体制の整備状況を確認、指導する等、医療機関における安全確保のための取り組みを推進し、医療事故が起こりにくい環境づくりに努めます。



- 医療機能評価機構が実施する医療事故情報収集等事業で収集された医療事故例や医療安全情報を関係団体及び県内医療機関へ情報提供することにより、安全管理意識の徹底に努めます。

- 院内感染防止対策については、引き続き立入検査等を通じて確認、指導を行うとともに、地域における院内感染対策のためのネットワーク整備についても検討を進めます。

(2) 医療安全相談体制の充実

- 医療安全相談員を配置し、医療安全相談・医療情報提供の充実に努め、医療の安全性、信頼性の向上を図ります。
- 医療機関における医療安全相談窓口の設置など、相談体制の整備を促進します。

〔 医療安全支援センター（医療安全相談窓口） 〕

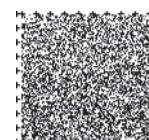
設置場所	電話番号	相談時間	相談内容
福祉保健部医務課	073-441-2611	月～金曜日 (祝日除く)	● 医療上又は医療内容のトラブル
海南保健所総務健康安全課	073-482-0600	午前9時から 午後4時まで	● 医療機関の対応等医療に関する相談
岩出保健所総務健康安全課	0736-61-0020		● 病気や健康に関する相談
橋本保健所総務健康安全課	0736-42-0491		
湯浅保健所総務健康安全課	0737-64-1291		
御坊保健所総務健康安全課	0738-22-3481		
田辺保健所総務健康安全課	0739-26-7933		
新宮保健所総務健康安全課	0735-21-9630		
新宮保健所串本支所保健環境課	0735-72-0525		
和歌山市保健所総務企画課	073-433-2261	月～金曜日 (祝日除く) 午前9時から 正午まで	

※医療上又は医療内容のトラブル等の相談については、当事者間の問題解決の取り組みに向け、中立的な立場から助言します。

■用語の説明

※1 アウトブレイク

感染症が集団発生すること。



2.情報提供の推進

現状と課題

(1) 医療機関の有する機能に関する情報提供体制

- 医療は、人の生命・身体に直接関わるサービスであるため、患者等を保護する観点から、医療機関がその有する機能について広告可能な事項は、客觀性、正確性を確保できるものに限られていますが、中には客觀的事実を証明できない、或いは誤解を招くような広告等もあり、その是正について指導を行っています。
- 県では、県民が医療機関を適切に選択できるよう、医療機関から報告を得た医療機能情報を「和歌山県広域災害・救急医療情報システム（わかやま医療情報ネット）」に登載し、インターネットを通じてわかりやすく県民に提供しています。
このシステムでは県内の多くの医療機関について、診療科目、専門外来、在宅医療、予防接種など様々な条件で検索が可能ですが、現状では県内全ての医療機関の情報を登載するまでに至っていないため、一層の充実が必要です。
- 医療機関は個々の施設においても、県民に対し、情報を提供することとなっています。また、県内の病院でホームページを開設しているのは82病院あり、全病院の92%となっています。（「平成24年度 和歌山県医療機能調査」）

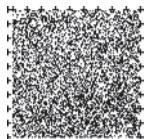
(2) 医療機関における医療サービスの向上

- 患者本位の医療を実現するため、医師が医療を提供するにあたり、適切な説明を行い、患者が理解し同意すること（インフォームドコンセント）が重要です。
- 患者や家族が主体性をもち、より適した治療法を患者自身が選択して治療を受けるため、主治医以外の医師に専門的意見を聞くセカンドオピニオンが可能な体制整備が求められます。県内病院のセカンドオピニオン実施状況は、患者の申し出があれば診療情報提供書を交付する病院は70病院あり、全病院の78.7%となっています。また、セカンドオピニオン外来を有する病院は12病院となっています。（「平成24年度 和歌山県医療機能調査」）

〔セカンドオピニオン対応状況（自施設の患者への対応）〕

項目	医療機関数
1.申し出があれば診療情報提供書等を交付している	70
2.担当医師に任せる	15
3.実施していない	4

「平成24年度 和歌山県医療機能調査」



〔 セカンドオピニオン外来設置病院 〕

医療圏	医療機関名
和歌山	愛徳医療福祉センター、稻田病院、須佐病院、誠佑記念病院、高山病院、日本赤十字社和歌山医療センター、福外科病院、県立医科大学附属病院、谷口病院
御坊	(独) 和歌山病院
田辺	南和歌山医療センター、社会保険紀南病院

「平成24年度 和歌山県医療機能調査」

目標の設定

項目	現状	目標
わかやま医療情報 ネット登載医療機関数	1,719か所 (平成24年8月)	県内全ての医療機関 (平成29年度)

施策の方向

(1) 情報提供体制の充実

- 患者等が知りたい事柄について正確な情報を得られるよう、客観的事実を証明できない、或いは誤解を招くような広告記載事項等への指導を徹底します。
- 和歌山県広域災害・救急医療情報システム（わかやま医療情報ネット）のさらなる充実を図り、県内全ての医療機関の医療機能等に関する正確な情報を提供し、住民が医療機関を適切に選択出来るよう支援します。

「わかやま医療情報ネット」

URL : <http://www.wakayama.qq-net.jp/qq/men/qqtpmenu1t.aspx>

(2) 医療機関における医療サービスの向上

- セカンドオピニオンの体制の充実について、県医師会、県病院協会と連携を図り、各医療機関に働きかけます。

